



平成 27 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 徳倉建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 徳倉正晴
(コード番号 1892 名証第2部)
問合せ先 取締役経営管理本部長 郡司哲夫
(TEL. 052-961-3271)

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

平成27年5月25日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。(改定箇所を下線で示しております。)

記

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役および使用人は法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の基本とする。
 - (2) 教育、研修等の実施により、企業倫理意識、コンプライアンス等の浸透をはかる。
 - (3) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断するとともに、それらの活動を助長するような行為は一切行わない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務執行に係る情報については、法令ならびに社内規則により作成・保管するとともに、必要に応じ取締役、監査役等が閲覧できる状態で管理する。
 - (2) 法令又は証券取引所適時開示規則に基づき情報を開示する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 災害、品質、環境等のリスクについてはマニュアルに従い対処する。
 - (2) その他、重大な影響を及ぼすと判断される個々のリスクに関しては、取締役会等において対応等を審議し対処する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 原則月1回取締役会を開催し、迅速な意思決定と効率的な業務執行を行うほか、重要事項については随時、経営会議を開催し、報告、検討を行う。
 - (2) 決裁基準に基づき運営する。
 - (3) 幹部職員の業務分掌に基づき担当業務を明確にする。

5. 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社管理の関連事業室を置き、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。
 - (2) 関連事業室は、グループ会議を開催し、子会社の経営状況の把握や意思の疎通を図る。ま

た、子会社に重大なリスクが発生した場合、または発生可能性がある場合は、速やかに報告を受ける体制を整備する。

(3) 内部監査部門は、各グループ会社の業務の状況について、定期的に監査を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

(1) 監査役の職務を補助する使用人は、代表取締役が適宜使用人を指名する。当該使用人の人事異動、人事評価については、監査役の意見を尊重した上で行うものとする。

(2) 監査役の職務を補助する使用人は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合はその命令に関し、取締役からの指揮命令は受けないものとする。

7. 当社および子会社の取締役および使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

(1) 当社および子会社の取締役および使用人等は、不正行為、法令、定款違反行為で会社に著しい損害を及ぼす虞のあるもの、著しく不当な行為がある場合は、速やかに当社の監査役に報告する。

(2) 当社の監査役は、必要に応じて業務執行に関する報告、説明または関係資料の提出を当社および子会社の取締役および使用人等に求めることができる。

8. 上記7. の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社および子会社の取締役および使用人等から当社の監査役への通報については、法令等に
従い通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

(1) 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求したときは、担当部門において必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(2) 監査役が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に相談するなど必要な監査費用を認める。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 会社法によって取締役会の書面決議が認められたが、従来通り取締役会は原則月1回は開催する。

(2) 代表取締役は、監査役会および会計監査人との定期的な会合を確保する。

以 上